

令和 2 年度 第 2 回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

1. 【諮問事項】国民健康保険料均等割軽減基準額の改定について
2. 【諮問事項】保険料の延滞金緩和利率の期間の延長について
3. 国民健康保険運営協議会の審議に書面決議等を導入することについて

令和 2 年 1 2 月 1 9 日
新宿区健康部医療保険年金課

1. 【諮問事項】国民健康保険料均等割軽減基準額の改定について

国民健康保険料の均等割額軽減に用いる所得の「軽減基準額」について、一律10万円増額するほか（33万円→43万円）、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者（以下「給与所得者等」という）が2人以上いる世帯が軽減に該当しなくなることを避けるため、次のとおり改定する。

均等割軽減割合	現行所得額	改定後所得額
7割 軽減基準額	33万円	<u>43万円</u> <u>+ 10万円×(給与所得者等の数 - 1)</u>
5割 軽減基準額	33万円 + 28.5万円×被保険者数	<u>43万円 + 28.5万円×被保険者数</u> <u>+ 10万円×(給与所得者等の数 - 1)</u>
2割 軽減基準額	33万円 + 52万円×被保険者数	<u>43万円 + 52万円×被保険者数</u> <u>+ 10万円×(給与所得者等の数 - 1)</u>

※被保険者数には同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

これは、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に対応するものである。

●令和3年度の税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられる。これにより、給与所得者等に対して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があることから均等割保険料の軽減基準額の改定を行うもので、税制改正前の保険料均等割軽減措置と令和3年度の保険料軽減措置は同じ内容で適用できるようになる。

●本改定のため、新宿区国民健康保険条例の一部改正（第19条の2など）を行う必要がある。

2. 【諮問事項】 保険料の延滞金緩和利率の期間延長について

納期限を過ぎて保険料を納付した納付義務者に対して課す延滞金の算定割合（利率）については、現在、「納期限の翌日から1月を経過するまで」は軽減されている。この軽減期間を、令和3年4月から「納期限の翌日から3月を経過するまで」に延長する。

特別区では、現状、「3月」としている区が19区、「1月」としている区は、新宿区を含め4区となっており、こうした状況を踏まえ改定するものである。

※参考 令和2年度の新宿区の延滞金利率

- | | |
|---------------------|--------|
| ・ 納期限の翌日から1月を経過するまで | 年2. 6% |
| ・ 1月を経過した日以降 | 年8. 9% |

●国民健康保険料の延滞金緩和利率の期間については保険者が条例で期間を規定できる。新宿区は、これまで地方税の延滞金にあわせ「1月」としてきた。なお、国税は「3月」となっている。

●この期間延長を行うため、新宿区国民健康保険条例の一部改正（第22条）を行う必要がある。

3. 国民健康保険運営協議会の審議に書面決議等を導入することについて①

1 趣 旨

国民健康保険運営協議会の審議については、原則として従来の会議方式によるものとする。

しかし、感染症の拡大・感染防止など、協議会招集時に、真にやむを得ない事情があると会長が判断した場合、「書面による開催」、または「書面による決議」ができるようにする。

なお、実施にあたっては、「新宿区国民健康保険運営協議会の審議及び決議方法に関する要綱」を制定する。

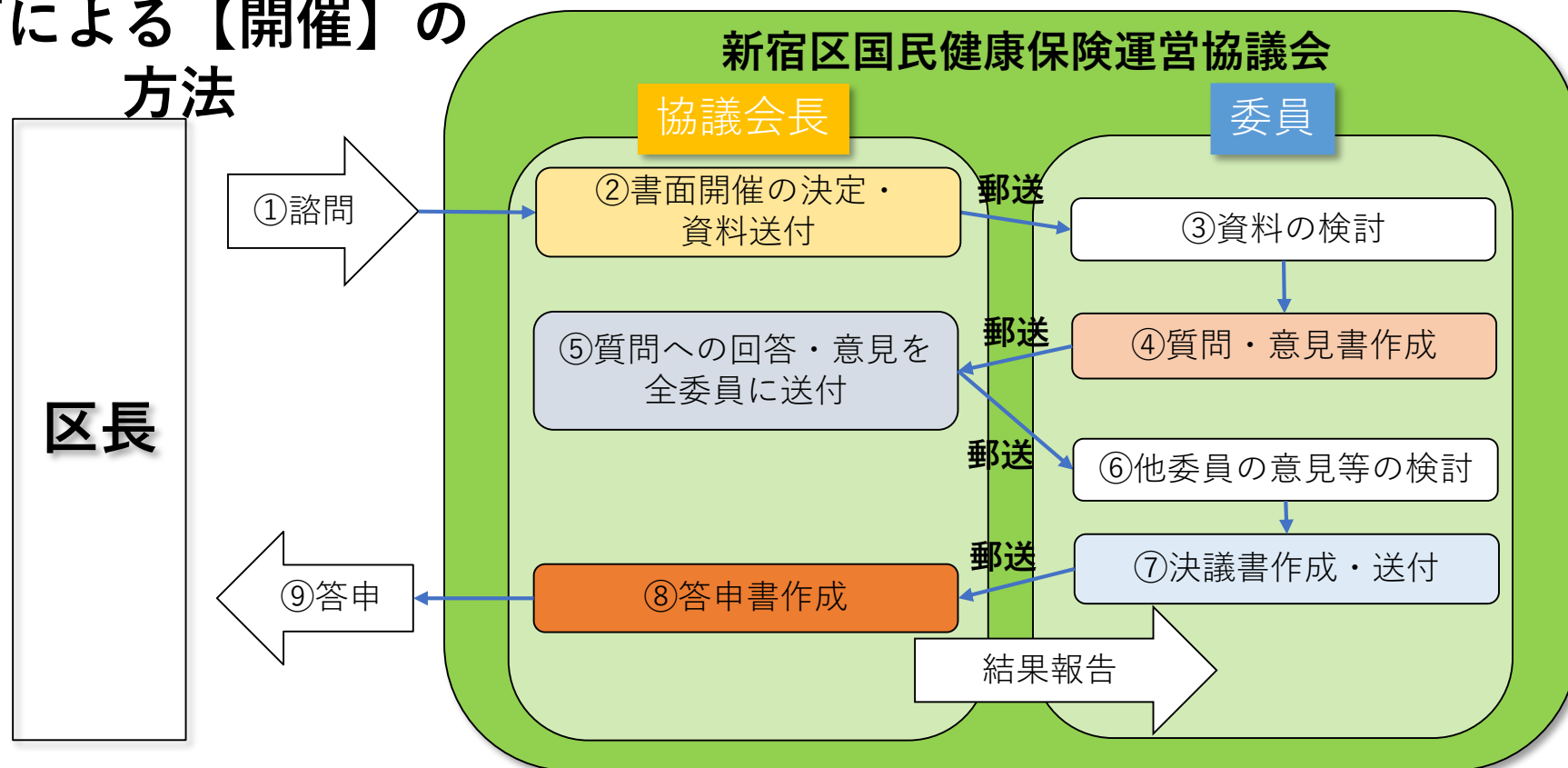
2 提案理由

令和2年4月の「緊急事態宣言」発出時のように、会場に委員が集合し、審議を行う従来の会議方式による運営協議会の開催が困難となることが想定される。また、コロナ禍においては、従来の会議方式で開催可能な場合であっても、各委員の協議会への出欠は、年齢や基礎疾患、職業などにより判断基準が異なる状況であり、公平かつ均衡のとれた審議ができない事態も想定される。

また、いわゆる「オンライン会議」は、令和2年度中については実施環境を整備することができない状況である。

3. 国民健康保険運営協議会の審議に書面決議等を導入することについて②

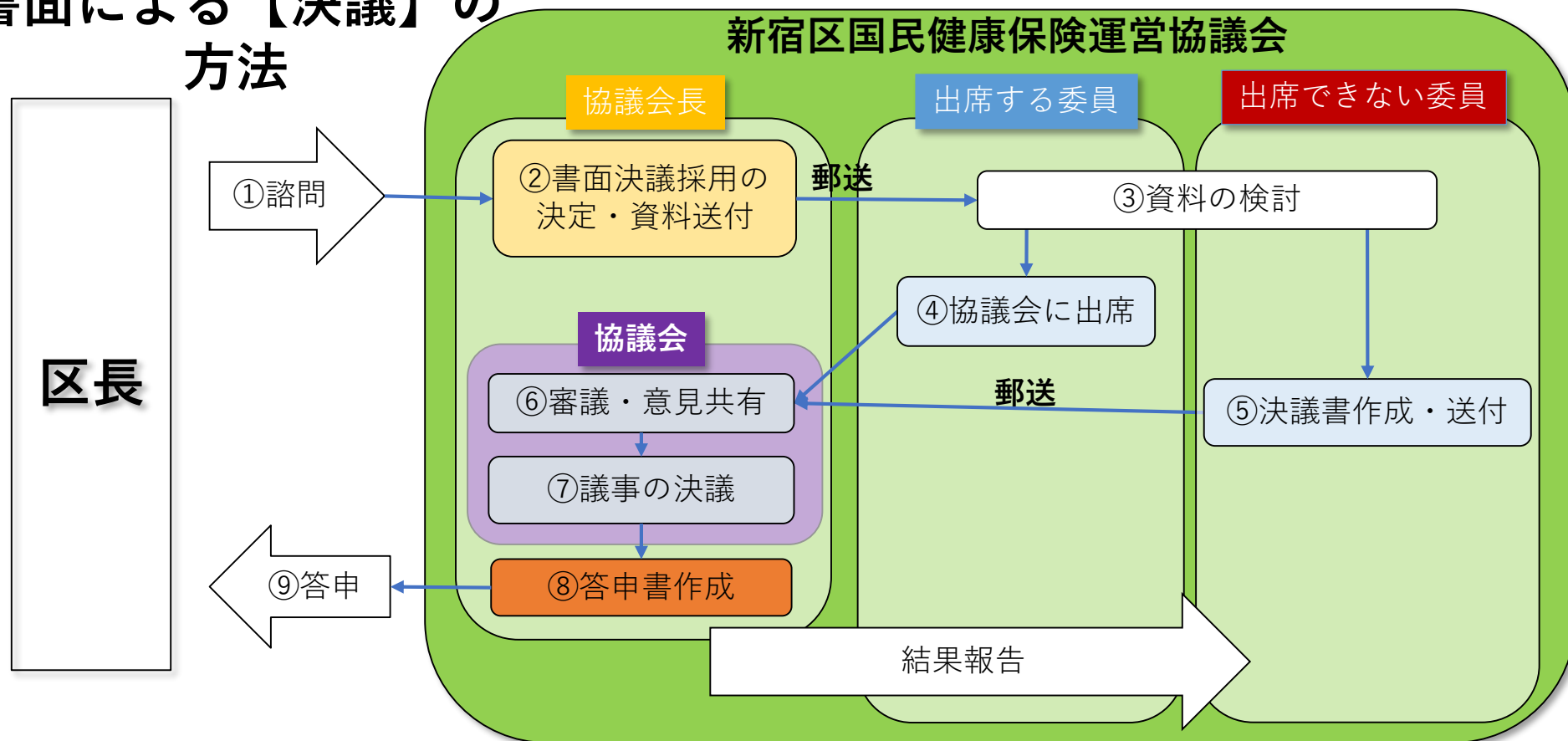
書面による【開催】の方法



区長からの諮問を受け①、協議会長は書面開催を決定し、審議事項の資料等を郵送等により全委員に届ける②。各委員は資料の検討を行い③、質問や意見等があれば「質問・意見書」を作成して事務局に届ける④。審議事項の賛否に関する意見や委員からの質問に対する回答等を事務局が所定の期日までに取りまとめ、全委員に送付する⑤。委員は送付された意見等を検討し⑥、審議事項の賛否について記載した「決議書」を会長に送付する⑦。会長が各委員の決議書に基づき答申書を作成し⑧、区長に答申する⑨。

3. 国民健康保険運営協議会の審議に書面決議等を導入することについて③

書面による【決議】の方法



区長からの諮問を受け①、協議会長が書面決議採用の決定をし、資料等を郵送等により全委員に送付する②。各委員は資料の検討を行い③、出席する委員は協議会に出席し④、出席できない委員は審議事項に対する意見及び賛否について記載した「決議書」を事務局に送付する⑤。協議会の審議において出席できない委員の意見等を共有し⑥、出席委員、出席できない委員の可否を合わせて議事の決議を行う⑦。協議会長が決議に基づき答申書を作成し⑧、区長に答申する⑨。

3. 国民健康保険運営協議会の審議に書面決議等を導入することについて④

新宿区国民健康保険運営協議会の審議及び決議方法に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、新宿区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の開催及び第6条第3項の議事について書面によることができるものとするほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（書面による開催）

第2条 感染症の拡大など、新宿区国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という）の開催が、委員が集合し審議を行う会議方式によることが困難であると会長が判断した場合、書面による方法により開催できるものとする。

2 書面による開催を行う場合の決議については、委員の署名、決議の内容を記載した書類を会長に送付することをもって協議会に出席し、議事の可否表明を行ったものとする。

（書面による決議）

第3条 感染症の拡大など、委員が協議会に出席できない真にやむを得ない事情があると会長が判断した場合、議事を書面により決議できるものとする。

2 書面による決議ができる場合は、委員の署名及び決議の内容を記載した書類を会長に協議会の開催までに送付することをもって協議会に出席し、議事の可否表明を行ったものとする。

（委員の意見共有）

第4条 前2条の決議にあたっては、各委員の意見の共有が図れるよう努めるものとする。

（その他）

第5条 この要綱は、決定日の翌日から施行する。